

戸籍より見た大宝前後の継嗣法

——特に庶人の嫡子について——

今 江 広 道

は し が き

正倉院文書——特に大宝二年度のものを主とする古代戸籍——の研究は、正史等を中心とする研究と共に、古代史に於ける重要な分野であり、従つて年々幾つかの業績が発表されてゐる。しかし大宝二年籍について言へば、従来の研究は、大宝二年と言ふ時点に於て考究すると言ふ言はゞ平面的な考察が主だつたのではなからうか。勿論その様な考察も大切であるが、私は戸籍を立体的に考察する事が可能なのではないか、特に大宝二年以前の事を究明するのに用ひる事が出来るのではないかと考へる。此の様な考へを、先づ法制史の面に応用し、戸籍に見える「嫡子」の記載に注目して、近江令・淨御原令制下に於ける継嗣法を究明せんとしたのが本稿である。継嗣法に関する従来の主なる研究としては、中田薫博士の「養老律令前後の継嗣法」と石井良助博士の「長子相続制」等を挙げる事が出来る。しかし此の両者とも大宝令制前の事は述べて居られないのである。蓋し、これを物語る史料がなかつたからである。私はその史料として戸籍を用ひ、此の両氏の業績に於ては空白になつて居た所

を埋めんと試みたものである。

又大宝令制に於ける継嗣法、特に庶人の嫡子に関して両氏と見解を異にするからこれを最後に論ずる事とした。諸賢の御叱正を仰ぎたい。

第一章 戸籍に見える嫡子の意味

大宝二年籍には、例へば

中政戸國造族豊島戸口廿九

(戸口内略)

下々戸主豊島

年廿九
正丁

嫡子五百虫

年五
小子

(下略)

の如く、「嫡子」と言ふ語が戸毎に見られるが、一方此の嫡子と言ふ語は、

又令文にも見えて居り継嗣令継嗣条及び定嫡子条にはそれぞれ

凡三位以上継嗣者皆嫡相承若無嫡子⁽¹⁾及有罪疾⁽²⁾者立嫡孫⁽³⁾

(下略)

凡定五位以上嫡子⁽⁴⁾者陳牒治部⁽⁵⁾驗⁽⁶⁾実申⁽⁷⁾官⁽⁸⁾

(下略)

とある。しかも令文に於ては、嫡子は種々の意味に使用されてゐるが、継嗣を意味する嫡子は、法曹類林所引の戸婚律の疏に「立嫡者本擬承家嫡妻之長子為嫡子」とある如く、嫡妻の長子であつた。そこで、此れと戸籍に見える「嫡子」とが一致するものであるか否かが問題となる。換

言すれば、「嫡子」が律令に所謂相続人としての嫡妻長子¹¹特定の個人を指すものであるか、或は単に妾腹諸子一般に対する正妻腹諸子一般を指すものであるかを明確にする必要があらう。何故ならば、戸籍に見える「嫡子」が若し前者であつたならば、継嗣法の考察の対象となし得るが、後者であつた場合には、「嫡子」と言ふ言葉が広義に用ひられて居る事となり、継嗣法の考察の対象とはなし得ない事となる。従つて継嗣法を論じようとする本稿に於ては、先づ此れを明かにする事から始めなければならぬ。

又岸俊雄氏が詳細に論じられた如く北九州型戸籍と美濃型戸籍の記載様式には幾多の相異点があるが、嫡子に関する記載様式に於てもやはり異つて居るから、此の二つの記載様式が同一の事を表して居るか否かを論証しなければ、此の二つの型の戸籍に見える「嫡子」を同列に論ずる事は出来ない。そこで此の章に於ては以上の二点、即ち

(1) 戸籍に見える「嫡子」が、継嗣の意味の嫡子か或は妾腹諸子一般に対する正妻腹諸子一般を意味するものであるかどうか

(2) 北九州型と美濃型に於ける「嫡子」記載の様式が異つても、同一の事を意味して居るか否かを考察する事にしたい。

(1) 北九州型

北九州型戸籍に於ける、「嫡子」及びこれに関連した記載の実例を示せば、次の如くである。

戸主物部細、年陸拾歳	正丁	課戸
妻葛野部比良賣、年陸拾參歳	老妻	
妾已西部酒津賣、年伍拾貳歳	丁妾	
男物部羊、年參拾玖歳	正丁	嫡子。
男物部刀良、年參拾伍歳	正丁	
男物部都牟目、年參拾歳	正丁	上件二口嫡弟。
男物部廣目、年貳拾捌歳	兵士	妾男。
男物部乎許目、年拾玖歳	小丁	
男物部伊止甫、年拾捌歳	小丁	上件二口嫡弟。
男物部猪麻呂、年拾漆歳	小丁	妾男。
女物部乎美奈賣、年拾貳歳	小女	
女物部弟賣、年拾壹歳	小女	上件二口妾女。

(略)下

p.107

此によれば、子供を先づ嫡出と妾出とに分け、嫡出は更に嫡子と嫡弟とに分けてゐる事がわかる。即ち戸主物部細には嫡出¹²正妻比良賣の腹としては羊⁹⁹(内は年令以下同)刀良⁹⁵、都牟目⁹⁰、手許目¹⁰⁹、伊止甫¹⁰⁸の五人があり、妾出¹³妾酒津賣の腹としては、廣目⁸⁸、猪麻呂¹⁰⁷及び二人の女子の四人があつた。而してその男子七人の中最年長者たる「羊」の下に「嫡子」と註せられ、他の嫡出子には「嫡弟」、妾出子には「妾男」と註せられて居るのであり、他の例に於ても同様である(猶若干の例外があるがこれについては後述)。即ち北九州型に見える「嫡子」が、嫡長子なる

事、及び嫡出子を「嫡子」と「嫡弟」に分けて居る事等より、継嗣を意味すると考へて誤ないであらう。

(四) 美濃型戸籍と嫡子

北九州型戸籍に見える嫡子が、継嗣たる嫡長子を指す事は上述の如くであるが、これに比して美濃型に於てはそれ程簡単ではない。と云ふのは、嫡子と言ふ語が、一見単に「正妻腹諸子一般」を指してゐるのではないかととれる様な記載の仕方をして居るからである。例へば

上政戸主六人部半麻呂戸口廿一 (戸口内略)

下々戸主牛麻呂正年五十八

嫡子廣年廿四兵士

次結年十九少丁

妾子米知年廿七正丁

(p. 16)

此によつて、美濃型に於ても、やはり、嫡出と妾出を区別して居る事がわかる。所で先に見た北九州型に於ては、一人々々に戸主との続柄が記されて居たのであるが、美濃型に於ては続柄を記されて居るものと、そうではなくて「次」字を以て表示されて居る者との二種があり、後者には、外に続柄を示すものがないから、此の「次」字が何等かの続柄を示してゐるのであらう事は、その位置からも容易に推察し得るであらう。従つて此の場合問題となるのは、此の「次」字が如何なる続柄を示してゐるかと言ふ事である。此の例で云へば、「嫡子」は「廣」のみに係るのか、或は「結」にも係り、「次」はその事を表してゐるのか、即ち、「嫡子結」としてもよいのだらうか。若し後者であるならば、「正妻腹諸子一般」を示してゐる事になるのである。だから此の「次」なる表記法

が、直前に記載された人の註記を、そのまゝ受けるものであるか否か、換言すれば、「次」は直前の人の続柄と代置しても矛盾が生じないかを証明し得ればよいであらう。

そこで少し主題とは離れるが、美濃型戸籍に於ける「次」の表す意味について考察する事にしよう。

一見「次」を、直前の人の続柄と代置しても何等矛盾を感じない様な記し方をしてゐるのである。例へば

中政戸秦人止也比戸口十四 (戸口内略)

下々戸主止也年卅二正丁

(中略)

戸主甥都麻利年卅六正丁

次加尼麻呂年廿四兵士

次千麻呂年十九少丁

(p. 84)

此の例に於て、都麻利に註せられて居る「戸主甥」を加尼麻呂・千麻呂の「次」と代置しても、少しも矛盾しない。しかし此の様な考へ方で全てが律し切れず、矛盾を生ずる所が出て来る。例へば、

伍保上政戸國造族坂麻呂戸口廿六 (戸口内略)

下々戸主坂麻呂年廿九兵士

次小坂年廿三正丁

次手古年廿兵士

次十足年十九少丁

(p. 18)

此に於て、小坂以下には「次」と註せられて居るが、彼等が全て坂麻呂の註記たる「戸主」を受けて居るものでない——戸主でない事は明かである。(4) 又次の様な例もある。

中政戸物部弟戸口十二 (戸口内略)

下々戸主弟年廿四兵士

戸主兄羊年廿九正丁

次安麻呂年十七少丁

次古安^{年十五}
小子

次根麻呂^{年十五}
小子

(34)
p. 35

此で見ると安麻呂以下三人には「次」と註せられて居るが、此の「次」が、羊の註記たる「戸主兄」を受けるとは考へられない。即ち「戸主兄」とある羊は廿九歳で、戸主たる弟は廿四歳であるから、「戸主兄」と言ふ註記は正しいが、若し「次」が戸主兄に代置されるものとすれば戸主より年少の安麻呂⁷・古安¹⁰・根麻呂¹⁰が共に戸主たる弟²⁴の兄である事になるが、これは明かに不合理であるから、此の「戸主兄」と言ふ註記は羊だけに止り、安麻呂以下には及ばない事がわかる。⁽⁵⁾

以上二つの例に依つて、「次」の字が、その直前の人の註記を、そのまま受けて居るものではない事が理解されたと思ふ。

では此の「次」とは如何なる意味を持つて居るのだろうか。次の様な例で考察してみよう。

伍保中政戸國造族与利戸口十九

(戸口内
略)

下々戸主与利^{年卅四}
兵士歩持取

(中略)

戸主甥益国^{年十六}
小子

戸主甥三野麻呂^{年廿四}
正丁

次在當^{年十四}
小子

戸主甥石前^{年廿一}
正丁

次小前^{年十九}
少丁

戸主甥伊留加^{年卅}
正丁

(下略)
p. 3

此処に掲げた七人の中、戸主与利を除き、四人——益国・三野麻呂・石前・伊留加——には「戸主甥」と註せられ、残る二人——在當・小前——には「次」と註されて居る。美濃戸籍に於ては、略々戸主との統柄によつて等親の近い者から順次遠い者にと、同一統柄の者が一括して記載されてゐる。従つて此の場合、益国と伊留加の間にある者はすべて戸主

甥たる事は明かである。而るに、その中で「戸主甥」と註されたものと、「次」と註された者があるのは何故だらうか。所が此の二つの記載形式を見て感ずる事は、統柄——此の場合には戸主甥、以下同じ——の註記のある者相互間の関係と、統柄のある者と「次」で表示されて居る者——石前と小前及び三野麻呂と在當——との間の関係とは異つて居るのではないかと言ふ事である。これは此等の人々の年齢と記載順序との関係を見る事によつて一層明かになるであらう。即ち統柄註記のある益国・三野麻呂・石前・伊留加の年齢は、それ々々16・24・21・40であつて何等の統一がない。而るに統柄の註記のある者と「次」で表示されるものとの関係を見ると、三野麻呂と在當とは24・14、石前と小前では21と19の如く、年長の者から年少の者へと言ふ一定の順序を持つて居る。従つて統柄註記のあるものと「次」と註されてゐるものとの関係は、兄弟ではないかと推定される。而してこれを傍証するものとしては次の様な例がある。

五保上政戸春部小鳥戸口卅五

(戸口内
略)

下々戸主小鳥^{年五十三}
正丁

(中略)

戸主甥馬手^{年卅二}
正丁

(略)

馬手弟三山^{年卅六}
正丁

(中略)

三山次麻呂^{年卅}
正丁

次佐波^{年廿二}
兵士

次冠^{年廿一}
正丁

次友足^{年十九}
少丁

次真人^{年十三}
小子

(p. 12)

の如く佐波以下四人の「次」表示者に於ても年齢の順に並べられて居る。しかもこゝに注意すべき事は、麻呂には三山次と註せられて居る事

である。これは三山には馬手弟と註せられて居る事及びその年齢から考へて三山弟^③とされるべきである。此の様に三山弟とあるべき所に三山次と註せられてゐると言ふ事は、次と言ふ字が統柄註記者の弟である事、即ち統柄註記者と「次」で表示される者とは兄弟である事を証するものである。

以上述べ來つた事を要約すれば

(1) 美濃型戸籍に於いて統柄を示す為に用ひられて居る「次」字は、その直前の人の統柄をそのまま受けるものではない。

(2) 而して此の「次」字は、その直前の統柄ある人の弟である。即ちその人と「次」字で表示される人とは兄弟である。

と言ふ事になる。即ち当国の戸籍に於いては、「某々妻」の如く、明記したものを除き単に「戸主甥」の如く統柄のみ記されてゐるものは戸主との關係を示し、「次」字のものは、統柄註記のあるものとの關係——弟或は妹たる事——を示してゐるのである。

論は大分脇道に外れたが、以上の考察を元として、本章の始の問題に歸る事にしたい。それは、

嫡子廣 年廿四 次結 年十九 兵士 少丁

に於て、廣の註記たる「嫡子」が、結にも係り、嫡子結と考へてもよいかどうかと言ふ事であつた。しかし上述の考察によつて、結が廣の弟たる事、即ち、嫡出子たる事は言へても、継嗣たる嫡子であるとは言へず、従つて「嫡子」は單に正腹諸子一般を指すものではない事が理解され

る。しかも先の廣の例でもわかる如く、「嫡子」と註せられてゐるものは、嫡長子であるから、北九州型と同じく、継嗣を意味するものであると考へられる。

此に至つて始めて、北九州型と美濃型の「嫡子」が同じ意味を持ち、しかもそれが継嗣令に言ふ嫡子と同一である事が立証されたと思ふ。

(1) 大日本古文書一ノ二頁

以下引用する戸籍はすべて同書であるから、只頁数のみを掲げる。

(2) その他戸令応分条選叙令五位以上子条等

(3) 「古代後期の社会機構」(中央公論社刊「新日本史講座」所収) p.8~p.9

なほ、同氏は、古代戸籍を美濃陸奥型と北九州型に分けて居られるが、ここでは陸奥戸籍は取扱はないから以下美濃型と称する事にする。

(4) 此と同じ様な例は石部宮麻呂(p.22) 漢人百枝(p.23) 刑部都伎(p.25) 建部大安(p.26) 刑部書(p.29) 十市部三田須(p.30) 物部比羅(p.31) 神直族安麻呂(p.48) 具主族与津(p.67) 穗積部安倍(p.73) 秦人黒當(p.75) 等に見られる。

(5) 此の様な例は第二章に表示するから参照されたい。

第二章 戸籍に見える立嫡法

前章の考察によつて、戸籍に見える「嫡子」が継嗣を意味するものである事が明かとなつたので、本章に於ては、戸籍の具体的な分析によつて、その立嫡法を明かにし、併せて大宝令制との比較を試みようと思ふ。猶、前以て一言しておきたい事は、

(1) 考察の対象が、必ずしも戸籍に「嫡子」と見えるもののみである

とは限らず、現戸主をも含む事

(2) 戸籍の分析によつて得られる立嫡法は、大宝令以前のものである事

(3) 従つてそれと大宝令と比較する事は、大宝令以前の立嫡法（所謂近江令・淨御原令）と大宝令制のそれとの比較である事

の三点である。先ず(1)について述べれば、現戸主も、一世代前は前戸主の嫡子であつた。即ち現戸主は、祖父（前々戸主）の死亡によつて、父（前戸主）が戸主となつた時、嫡子となつたものだからである。次に(2)であるが、これは上述の事からも容易に察せられると思ふが、現戸主が嫡子になつた時父が戸主になつた時期は、各人によつて異なるとしても、少くとも彼等が戸籍に「戸主」と記されて居る限り、嫡子となつたのはそれ以前である事は明かであり、しかも此の大宝二年籍が、大宝令施行直後のものだからである。而して此の事は、現嫡子にも当てはまる。即ち現嫡子が大宝令施行以後に一齊に立嫡されたとは考へられないからである。従つて、此等の「嫡子」「戸主」等の分析によつて、立嫡法に或る一定の法則が見出された場合、それを大宝令より前の近江令・淨御原令の立嫡子と考へてもよいであらう。此の様に考へれば(3)については、当然であらう。

さて先づ大宝二年籍のうちで、有位者と無位の庶人との間に、継嗣に差があつたか否かを考察しよう。有位者は数が少いから、左にその一覧表を掲げておく。

位階	氏名及(内)嫡子名及年令	国郡里	備考
務從七位上	國造族甥(77)阿夜加利(31)	美濃国味峰間郡春部里	雲方は「戸主伯」
務從七位下	國造族雲方(67)豐	前(26)	
務從七位下	國造族馬手(69)國	呂(19)	
務從七位下	縣主族都野(59)麻	呂(18)	美濃国加毛郡半布里
務從七位下	不破勝族(58)豐	呂(31)	
務從七位下	吉麻呂(58)豐	呂(31)	
追正八位上	五百木部(61)与	止(23)	美濃国山方郡三井田里
追正八位上	東五百木部(55)人	〃	後欠
追正八位上	縣主族(60)小	呂(35)	美濃国加毛郡半布里
追正八位上	津真利族(60)小	呂(35)	美濃国加毛郡半布里
追正八位上	肥君猪手(53)与	呂(29)	筑前国島郡川邊里
進大初位上	肥君梨麻呂(54)歳	身(32)	歳身は「先嫡男」
進大初位上	肥君龍麻呂(45)廣	島(22)	龍麻呂は「主戸從父弟」
進少初位上	川邊勝法師(42)益	麻呂(20)	廣島は「先嫡男」
進少初位上	川邊勝法師(42)益	麻呂(20)	豊前国仲津郡丁里

p.211 p.133 p.134 p.129 p.62 p.56 p.50 p.95 p.59 p.19 p.18 p.6

例へば追正八位上五百木部君木枝の場合に、

下々戸主木枝年六十一 嫡子与止年廿三 次知麻呂年十八 (略下) 次川前年廿

妾子大須彌年廿七 次知麻呂年十八 (略下) p.50

の如く、嫡長子たる与止が嫡子であり、妾子たる大須彌は与止より年長であるが、嫡子にはなつて居ない。一方庶人の方は、前章に詳述した事からも明かな如く、やはり嫡長子が嫡子である。しかも

戸主塔勝字志麻呂、年肆拾陸歳 正丁 課戸

妻秦部馬手賣、年参拾貳歳 丁妻
 男塔勝刀良、年貳拾伍歳 兵士 嫡子先嫡男
 男塔勝龍、年貳拾壹歳 正丁
 男塔勝根鳥、年拾伍歳 小子 上件二口嫡弟
 男塔勝宇麻呂、年壹歳 緑児 今嫡男

(略下) p.146 } p.147

の例でもわかる様に、先妻の子と後妻——現在の妻——の子とがある場合に於ても、先妻の子||「先嫡男」の方が、同じく嫡妻の子であつても年長である所から、嫡子となつてゐるのである。従つて有位無位を問はず、嫡長子が嫡子であると言ひ得よう。そして此の様な立嫡法が大部分を占めてゐるから、此れが大宝令以前の立嫡法の根本原則であつた事がわかる。

一方令制に於ても、戸婚律立嫡違法条の疏に、「嫡妻之長子為嫡子」とある如く、やはり嫡長子が嫡子であり、此意味では相異はない。所が戸籍には有位無位を問はず、すべて嫡子を立てゝ居ると言ふ事は、若し大宝令制が、通説の如く、嫡子を立て得るのは八位以上の有位者に限り、それ以下の者は立てる事が許されなかつたとするならば、大きな相異点となる。しかし私は此の通説を誤であると考へるので相異点であるとはしない。

所が戸籍を仔細に見てゆくと、此の原則に外れてゐる例が見出される。例へば

中政戸六人部堅見戸口卅一 (戸口内略)
 下々戸主堅見正丁年五十三 嫡子黒人少丁年十九 兄意伎奈年廿三次丁
 の如く、嫡子に兄のある場合があるのである。では何故此の様に、根本原則を破つて、弟が「嫡子」となつてゐるのだらうか。此を考察する為に嫡子の兄とあるものをあげれば次表の如くである。

父氏名及年令	嫡子及年令	氏名及年令	子兄	備考	国郡里	頁数
六人部堅見(53)	黒人(19)	意伎奈(29)	一目盲殘疾		美濃国本寶郡栗栖太里	p.26
具部安麻呂(68)	百枝(20)	稻積(26)	一支廢廢疾		"	p.30
麻績部小知(63)	身都(33)	麻事(39)	一足折殘疾		"	p.36
神人牧夫(63)	忍勝(25)	比(31)	両目盲廢疾		美濃国加毛郡半布里	p.73
丁勝刀牟(64)	卷手(34)	根手(42)	「廢疾」 「嫡兄」とあり		豊前国仲津郡丁里	p.203

* 具部安麻呂は漢人部鳥の戸の寄人である。

此の表を見ると、嫡子の兄と言ふのが全て身体傷害者である事に気が附く。そして彼等の此の様な傷害は、具部稻積の一支廢・麻績部麻事の一足折の様な例でもわかる如く、明かに後天的なものもある。そこで疑問となるのは、此等嫡子の兄とある者の負傷の時期が、立嫡以前であるか以後であるか——換言すれば、既に立嫡前に疾病があつた為に、遂に立嫡される事がなかつたのか、又立嫡後に疾病を得た為に、廢嫡されたものであるかと云ふ事である。

此の問題を考へるに先立つて、次の様な例のある事に注目したい。そ

これは、現戸主の中に、嫡子兄と同様な有疾者を見出す事である。此を例示すれば次表の如くである。

氏名及年令	備考	国郡里	頁数
縣主族安多(55)	一枝磨々疾	美濃国加毛郡半布里	p.218
神人波手(56)	一枝磨々疾	〃	p.200
狄度勝大海(57)	疾	豊前国仲津郡丁里	p.187
秦部阿邇(55)	疾	〃	p.179
秦部彌豆麻呂(56)	疾	豊前国仲津郡丁里	p.74
手島部羊(56)	疾	豊後国	p.72

此の戸主中の有疾者についても、嫡子兄で生じたのと同様の疑問が生ずる。しかもこゝでもう一つ疑問になるのは、戸主有疾者は、現に家督を相続してゐるにも不拘、嫡子兄の場合はその相続権を喪失してゐると云ふ矛盾である。而して此の矛盾を解き得る鍵は、立嫡の時期と負傷の時期が次の様な関係になつた場合に限られる。

- (イ) 立嫡前に身体に傷害のあつた場合には、その相続権を喪失する。
 - (ロ) 立嫡後に傷害を得た場合には、その相続権を失はない。
- 即ち(イ)の例が嫡子兄であり、(ロ)の例が戸主有疾者ではないかと云ふ推測が成立つ。

そこでこれを証明する為には、戸主有疾者の例から考へて、当然嫡子の中にも立嫡後負傷した者(従つて戸籍面では嫡子有疾者と云ふ事にな

る)も居る筈であるから、此の様な事例が見出されればよい事になる。此の様な考へ方を持つて戸籍を見てゆくと僅かに一例ではあるが、次の様な例を見出し得る。即ち御野国加毛郡半布里戸籍(p.60)に

上政戸縣主族牛麻呂戸口卅一(戸口内略)
 下上戸主牛麻呂正丁年五十三 嫡子已乃彌年廿六 次吉事年廿一
 次多利年十七 次小依年二 緑児(略下)

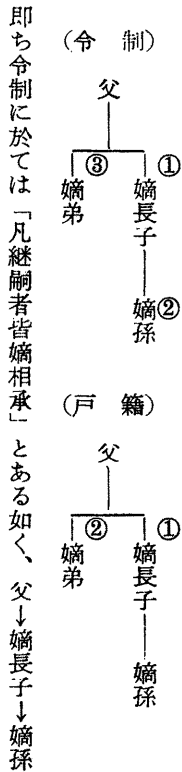
嫡子已乃彌には明かに「一目盲殘疾」と註せられて居り、しかも已乃彌には吉事、多利等の弟があるにもかゝらず、彼等に相続権を譲つてゐないのである。従つて此れによつて、先の推測の正しかつた事が立証されたと思ふ。

一方令制ではどうなつてゐたか。継嗣令継嗣条に、「若无嫡子及罪疾者立嫡孫」とあり、又定嫡子条には「其嫡子有罪疾罪謂荒耽於酒及餘罪戾将来不任器用者疾謂癡疾不任承重者申牒所司驗實聽更立」とそれ／＼規定してゐる。然しこれ等は、集解所引の諸注釈書が、「立替」としてゐる事よりみて、一旦嫡子に立てられた後に起り得べき事に對する規定であり、従つて疾についても同様であつたと考へられる。換言すれば、立嫡後に疾病を得た場合には立替へられる。立嫡されるのである。これは、先に戸籍に就いて見た所と大きな相異を示して居る、即ち此の事は近江令・淨御原令の継嗣法に於ては、嫡長子が若し立嫡前に疾病があつた場合には、相続権を喪失するが、立嫡後に疾病を得ても嫡嫡される事はなかつたのであるが、大宝・養老両令制に於ては、立嫡後に疾

病を得た場合には廃嫡される事に改められた事を示して居るのである。

次に相続権を失ふ疾の程度であるが、先の嫡子兄五人の中一番重症とされる篤疾が一人、次の廃疾が二人、軽症たる残疾が二人であつて、特に疾の輕重によつて區別された形跡はない。一方令制に於ては、継嗣条には何等の規定もないが、定嫡子条の疏に「疾謂廢疾⁽⁵⁾」とある。勿論定嫡子条は、五位以上の者が嫡子を定めた場合には、所司に陳牒すべき事を規定したものであるが、略々これが前条の「疾」にも適用されてゐたと考へられる。⁽⁵⁾ 然らば令制に於ては、疾による廃嫡は、廢疾以上の場合に限りてゐたが、それ以前に於ては、それよりも疾としては輕微な殘疾であつても相続権を喪失した事になる。

次に嫡長子が相続権を喪失した場合、次に誰を立てるかと言ふ事であるが、令制に於ては、「立嫡孫無嫡孫以次立嫡子同母弟云々」となつてゐるが、戸籍で見ると嫡孫を立てゝ居る例はない。而してそれは嫡孫がなかつたからではないらしい。例へば麻統部麻事には百島⁽⁴⁾・川島⁽⁴⁾・神人久比には安麻呂⁽⁶⁾とそれゝ男子があるにもかゝらず、廃嫡後彼等を嫡孫に立てないで、嫡弟が立嫡されてゐるのである。此の關係を图示すれば左の如くなる。



と繼承されて行く——嫡系主義——のであるが、戸籍では、父↓嫡長子↓嫡弟と繼承されて行く——輩行主義⁽⁷⁾——傾向がある。勿論此れだけで即断する事は出来ないが、一応淨御原令以前に於ては輩行主義をとつてゐたが、大宝令に至つて嫡系主義をとるに至つたと言へるのではあるまいか。

所で一方、嫡子の兄と同じ様なケースとして、「戸主兄」なる者が散見される。此等を一覽表にすれば次の如くである。

戸主氏名年令	戸主兄名年令	備考	国郡里	頁数
國造族石足 ⁽³⁹⁾	國足 ⁽³⁴⁾		美濃国味峰間郡春部里	p.1
造族國豐島 ⁽²⁹⁾	麻呂 ⁽³⁷⁾		"	p.2
春日星麻呂 ⁽⁵⁷⁾	麻呂 ⁽⁶⁷⁾		"	p.14
春日釵 ⁽²⁴⁾	田知比 ⁽³³⁾		"	p.22
春日辛國 ⁽³⁶⁾	辛安 ⁽⁴⁸⁾		"	p.23
六人部堅見 ⁽⁵³⁾	加比 ⁽⁷⁰⁾	他に「広弟寸人 ⁽⁴⁸⁾ 」「寸人弟古安 ⁽⁵⁵⁾ 」あり、何れも戸主より年長寸人は「下重殘疾」	美濃国本寶郡栗栖太里	p.34
道守部書屋 ⁽²⁸⁾	廣比 ⁽⁴⁶⁾		"	p.34
物部弟 ⁽²⁴⁾	羊 ⁽²⁹⁾		"	p.51
他田赤人 ⁽³⁰⁾	牛 ⁽³⁸⁾	外に「戸主弟意由麻呂 ⁽³⁰⁾ 」あり、戸主と同年である	美濃国山方郡三井田里	p.34
伊福部大庭 ⁽²⁰⁾	廣多 ⁽²⁷⁾		"	p.53
縣主族 ⁽⁵³⁾	安門 ⁽⁷⁰⁾	何れも「戸主兄」とあり、安都は「枝廢殘疾」	美濃国加毛郡半布里	p.60
秦人多都 ⁽⁶⁰⁾	安比 ⁽⁷⁸⁾		"	p.76
秦人久比 ⁽³⁰⁾	伊怒 ⁽³¹⁾		"	p.78
秦人石寸 ⁽⁴⁰⁾	麻呂 ⁽⁴⁵⁾		"	p.83

此等「戸主兄」十五人（道守部書屋の戸の寸人・古安の二人を加へれば十七人）の中、安都と寸人の二人は、それ〴〵魔疾及び殘疾であるから、一見、先の嫡子の兄の場合と同様に、その疾病によつて立嫡せられなかつた様にも考へられ、従つて「戸主兄」には疾病によつて立嫡されなかつた者と、立嫡された者との両様があつて、全く無法則であるかの如き印象を受ける。所がよく見るとさうではないのである。と云ふのは、安都・寸人は何れも最年長子ではなく、安都には兄安間が、寸人には兄広があり、彼等は何の疾病もないのであるから、安都・寸人の二人は、疾病があるが故に立嫡されなかつたものではなく、他の原因によるものである事がわかる。即ち安間・安都及び広・寸人・古安と云ふ兄弟自体に、立嫡されるべき条件がなかつたのではなからうか。

所で前述の考察で明かな様に、男子中立嫡される条件のない者は、(1)特例の場合を除く嫡弟、(2)嫡長子中の疾病ある者、(3)妾男である。しかし此の中、「戸主兄」とあるから、(1)ではなく、又上述の事から(2)であるとも考へられないから、彼等は結局(3)に当るものであらう。即ち、「戸主兄」とあるものは、前戸主の妾男中、現戸主（＝前戸主の嫡子）よりも年長のものではなからうか。但しこれを積極的に示す様な例を見出さうとする事は甚だ困難である。何故ならば、戸主の兄弟が、嫡出であるか、妾出であるかと言ふ事は、戸籍面には示されてゐないからである。只次の様な事例は、消極的ながら、上の推測を証するものではあるまいか。即ち

中政戸他田赤人戸口廿三（戸口内略）
下中戸主赤人正丁（中略） 戸主兄牛年卅八
正丁

（中略） 戸主弟意由麻呂年卅 兵士 （中略）

牛母穗積部木葉賣年五十七 意由麻呂母五百木部妙賣年五十二（下略）
正女 正女

此に於て、戸主兄牛と戸主弟意由麻呂の母はそれ〴〵明かであるが、戸主赤人の母については明かでない。しかし木葉賣、妙賣の所に何れも「戸主母」とは記されてゐない事は、赤人の母が此等二人以外であつた事を示してゐる。而して赤人が現戸主であるから、嫡出であり、その異母兄弟は妾出である事となる。従つて、戸主赤人の異母兄たる牛は、妾男であると考へられる。依つて戸主兄とあるものは、大体妾男であつたと考へて誤ではないだらう。

(1) 大宝繼嗣令繼嗣条については、中田薫博士「法制史論集」卷一 p.91・石井良助博士

「長子相統制」³⁹ p.法律學大系所収の復原がある。

外に滝川政次郎博士のものがあつたが「律令の研究」⁴⁹³ p.、単に氏上と氏宗の差異があつた事を述べて居られるに過ぎないから除外する。

中田博士の復原は左の通りである。

凡八位以上。繼嗣者皆嫡相承若無嫡子及有罪疾者立嫡孫無嫡孫以次立嫡子同母弟無母弟立庶子無庶子立嫡孫同母弟無母弟立庶孫其氏上者聽勅

石井博士の復原は、その根拠は示して居らないが、中田博士のものから「八位以上」の四字を取つたものである。従つて此の兩説の相異点は、その施行範圍が中田博士の説の如く八位以上であつたのか、石井博士の如く明記されて居なかつたとするかにある。中田博士が「八位以上」とされたのは、戸令応分条集解所引の古記に

問定嫡子「有限以不、答内八位以上得定嫡子」以外不_(中)合_(中)問立嫡孫「有限以不、答此亦内八位以上」

とあるのに依られたもので、これによつて博士は「凡内八位以上は皆嫡子亡ぜば、嫡孫を継嗣となすことが出来た」と結論して居られるのである。しかし博士は、大宝令文が若し博士の言はれる如く八位以上とあつたならば、全く不要であるべき「定嫡子(孫)有限以不」と言ふ質問を、何故古記が取上げてゐるのかと言ふ矛盾には、氣が附かれなかつた様である。

では何故嫡子孫を立て得る範圍について、法家の間で此の様な問答が行はれてゐるのだらうか。若し大宝令の文が、養老令の文の如く明確にその範圍を規定してゐたならば、古記に見る様な問答の行はれる余地はなかつたであらう。それにもかかはらず此の様な問答が行われてゐると言ふ事は、即ち大宝令の文が非常に不備な、疑問の生じ得る様なものであつた事を示してゐる。従つて、大宝令の文は養老令の文に比し、立嫡の範圍を規定した語句がなかつたのではないかと推測されるのである。若し此の推測が正しいとすれば、

凡継嗣者皆嫡相承若無嫡子及罪疾立嫡孫無嫡孫以次立嫡子同母弟無母弟立庶子無庶子立嫡孫同母弟無母弟立庶孫其氏上者聽勅

と言ふ石井博士の復原が、略々正鵠を得たものと言ふ事が出来よう。此の復原に用ひた史料は

(イ) 喪葬令服紀条「古記云(中) 繼嗣令云無嫡子及罪疾立嫡孫」
(ロ) 繼嗣令繼嗣条「古記云但氏上者聽勅謂……」

従つて石井博士の復原の「其」は「但」と改むべきかもしれない。
猶国史大系本「令集解」前篇(繼嗣令繼嗣条)五二一頁初行以下に

問古答云无嫡子及有罪疾立嫡孫者(中) 文云无嫡子及有罪疾者立嫡孫无者以次立嫡子同母弟无者立庶子者

とある「古答」を、皇学叢書所収本(三浦博士校訂)には、「古令」に作つてゐる。或ひは従ふべきかもしれない。但し「文云」以下は、前者が「古令」とあつたとすれば、此は新令即ち現存養老令の文である事となる。しかし何れにしても疑問があるので、復原には用ひない事とした。

(2) 次章参照

(3) 中田薫博士「養老前後の繼嗣法」(論集一所収)石井良助博士「長子相続制」(法律學大系所収)及び「演習講座法制史」

(4) 此については次章に詳述する。

(5) 此は廢疾以上の意で廢疾をも含むものと考へられる。猶集解所引の古記より考へて、大宝令定嫡子条と養老令のそれとの間には異同はなかつた様である。

(6) 三浦博士も廢嫡の理由を述べられた中で此の条文を挙げ「此の令文は五位以上の嫡子に向つて設けたるものなれど、六位以下庶人に至るまで均しくこれを適用する事を得べし」と述べて居られる。(法制史の研究)437p.

(7) 嫡系主義輩行主義については仁井田陞博士「支那身分法史」(以下参照)

第三章 庶人の立嫡と大宝令

以上は、大宝令以前の繼嗣法と大宝令のそれとを比較したのであるが、更に大宝繼嗣令繼嗣条に於ける、従来の解釈と戸籍の記載との矛盾について考へてみたい。

此の矛盾とは次の様な事である。即ち、大宝令制下に於ては、戸令底分条集解古記の

○問定嫡子有限以不答内八位以上得定嫡子以外不_(中)合_(中)

○一云養老五年籍式庶人聽立嫡子

とあるのに従つて、庶人には元來嫡子がなく養老五年籍式によつて、庶人にも嫡子を立てる事が許されるに至つたとするのが通説であつた。例へば石井良助博士は、「令の建前からいへば、庶人には嫡子はないのである」り、「養老五年の式によつて、庶人にも嫡子を立てることが許され

ているが、そのことは以前において、庶人には嫡子の制がなかったことを示すものである。」と云つて居られる。⁽¹⁾所が大宝令施行後最初の造籍であると云はれる大宝二年戸籍には、庶人にも嫡子がある事、上述した如くである。これは何と解釈したらよいだろうか。

先づ第一に考へられるのは、大宝二年籍は大宝令によつて造られたのではなく、淨御原令によつたのではないかと云ふ事である。而して事実、最近此の説を唱へてゐる人もある。即ち、虎尾俊哉氏は大宝二年籍が大宝令によつたとする通説を批判され、その然らざる理由として、

(1) 新令が各国々衙に到着して、全面的に採用せられるに至つたのは、早くとも大宝二年十二月中である。

(2) 同三年三月に、国博士及び郡司の選任に関する令の例外規定を定めてゐるのは、大宝令が大体三年初頭から実効力を發揮し出し、その実施状況の巡察（大宝三・正・二巡察使派遣）の行はれた結果である事を示す。

(3) 大宝二年籍は庚寅年籍以後正確に十二年目であり、定期の造籍に過ぎない。

事を挙げて居られる。⁽²⁾(1)は、統紀の記事から推論されたものであるが、氏の掲げられた大宝律令関係の統紀の記事を、その儘信用し得るか否か疑問である。何故ならば記事自体の中に矛盾があるからである。例へば、大宝元年八月三日の条に「遣三品刑部親王…等撰定律令於是始成大略以淨御原朝廷為準正仍賜祿有差」とあつて、此の記事を信すれば、大宝律令は

是日始めて成つた如くであるが、これ以前の三月八日には既に新令により官名位号を改制して居り、四月七日には、親王以下の百官人に新令を講じて居り、更に六月一日には、僧尼に僧尼令を講じて居るのであるから、八月三日以前に新令が出来上つて居た事は明かであらう。⁽³⁾

次に二年二月一日に「始頒新律於天下」とあるにも拘らず、同年十月十四日に更に「頒下律令于天下諸国」とあり、律は二度頒下された事になる。然し此れ以前に律と令と何れが多く講ぜられたかを見れば、

大宝1・4・7 遣右大弁從四位下毛野朝臣古麻呂等三人始講新令親

王諸臣百官人等就而習之

6・1 令正七位下道君首名說僧尼令于大安寺

8・8 遣明法博士於六道除海道講新令

2・7・10 令内外文武官誦習新令

7・30 始講律

となつて居り、新律が頒布せられたと云ふ大宝二年二月一日以前には、令は講ぜられて居るが律は全く講ぜられて居らず、それより約半年後に始めて講ぜられるのである。全く講ぜられて居ない律の方が既に屢々講ぜられて居る令よりも先に頒布されたと考へるよりも、先に講ぜられてゐる令の方が、やはり先に頒布されたと考へる方がよいのではないか、従つて二年二月一日の記事は「新令」の頒布であり、同十月十四日の記事が、「新律」の頒布であつたのではなからうか。

猶二年七月十日の記事が、それ迄の三回に於て「講」として居るのと

異り、「読習」として居る事、及び講師の派遣のない事は、新令頒布の前と後との相異と考へられないだらうか。

然も此の二年二月一日の「頒」とは、令の正文の頒布であつて、新令は實際的には、それ以前から施行されてゐた。

大宝元・3・21 始依新令改制官名位号。服制。罷中納言(公式令・衣服令・官員令)

5・7 賜休暇不得過十五日(假寧令)

大宝元・5・27 改動位已下之号(公式令)

6・2 始補内舍人(官員令)

7・21 賜位封功封(祿令)

8・9 皇親年滿者入賜錄之額(祿令)

8・29 加差衛士配衛門府(軍防令)

大宝元・12・15 五位以上婦服定(衣服令)

2・2・20 任諸国々師

3・30 聽大宰府專銓擬所部国掾已下(選叙令)

4・15 簡点采女兵衛(官員令・軍防令)

7・4 断親王乘馬入宮門(宮衛令)

8・13 五衛府使部准兵衛(軍防令)

等の記事は、(一)内の令の施行されてゐた事を想定させる。特に大宝元・7・21の賜功封の記事の中には「凡十五人賞雖各異而同居中弟宜依令。四分之一伝子」とあり、従つて氏の論拠の(1)は、大宝二年十一月以前に新令が施行されてゐなかつたと云ふ積極的論拠とはならないであらう。

次に(2)であるが、大宝三年初頭より実効力を發揮し出したものを、同年正月二日に巡察せしめたと云はれるが、実施してすぐ、その法の長所欠点がわかるものではない。或る程度の日月をおいた後の事と考へる方が、より合理的ではなからうか。

(3)に就いては、六年目毎の定期の造籍であるとされる論拠となるべき、持統十年の造籍については推定に過ぎず、又たとへ氏の言はれる如く定期の造籍であつたとしても、その戸籍がどの令に准拠して居るかと言ふ事とは別箇に考へるべきである。即ちその戸籍の内容がどの令に拠つてゐるか云ふ事と、大宝二年籍の造られる前に、大宝令が施行されてゐたか否かが問題である。

前者については、氏は田積の記し方から淨御原令に准拠したとされるのであるが、それとは別に大宝令制によつたものである事が明かな史料がある。それは有位者の位階名の記し方である。戸籍に於ける位階名の記し方は、

務(4)・從七位下国造族馬手

の如く、務・追・進等の字が附いてゐる。これは、統紀大宝元年三月甲午(廿一日)条に

始依新令改制官名位号。親王明冠四階諸王淨冠十四階合十八階諸臣正冠六階直冠八階勤冠四階務冠四階追冠四階進冠四階合卅階(略中)授左大臣正広式多治比真人嶋正。正二位大納言正広參阿倍朝臣御主人正。從二位中納言直大石上朝臣麻呂直広老藤原朝臣不比等。正三位直大老伴

宿禰安麻呂直広武紀朝臣麻呂正・從三位

とあるのによつてもわかる如く、新令による位階名の記し方である事は明かである。後者については、上述した通りである。

従つて、氏の指摘された田積の記載については、別途の解釈が必要であらうが、氏の挙げられた三つの論点からは、大宝二年籍そのものが淨御原令に拠つて居るとは言ひ得ないのではなからうか。

次に考へられるのは、たとへ大宝令は既に施行されて居たとしても、實際に造籍に當つた国郡衙の官人が、法を誤解し、運用を誤つたか、或は、淨御原令には庶人の立嫡が許されて居たので、それにひかれて書いたのではないかと云ふ事である。何故ならば、大宝令は施行されて居たとしても未だ一・二年しか経て居らず、然も前述の如く、大宝繼嗣令繼嗣条は、立嫡し得る範圍に就いて明確でないからである。

しかし、美濃国と北九州諸国——恐らくは大宰府管内のすべての国——と云ふ相隔つた国で同様な誤りを犯してゐるとは考へられないだらう。

以上によつて、戸籍が大宝令に依拠した事が明かとなつたと思ふが、然らば戸籍の記載自体は動かす事の出来ぬものであるから、従つて此れと相反する前掲の古記及び養老五年籍式に対する従来の解釈に疑問がないかどうかを再検討しなければならない。

そこで先づ古記の説である

問定嫡子有限以不。答内八位以上得定嫡子以外不合(略下)

について検討したい。抑々従来は此の記事に疑問を懷いた人もなく、全く信用されてゐるのが現状であるが、古記は単に大宝令の一註釈書であり、その解釈には絶対に誤りがないとは保し難い事を考へるべきではないだらうか。私は、前述の如く大宝令に依拠した戸籍に記載されてゐる事実を是とし、古記の解釈を非とするものである。而して古記が此の様な誤解をするに至つたのは、その嫡子の相統客体に対する解釈を誤つたからだと考へる。我が令制に於て嫡子の相統の客体は何であるかについて集解⁵⁾所引の諸法家の間には、古記の説と、義解・令釈の説の二つがある。即ち古記の「承重謂說祖父之蔭」——蔭の相統に対して、義解・令釈は「繼父承祭々事尤重」——祭祀の相統を主張してゐるのであるが、此の面説の何れが實際的な解釈であらうか。若し古記の説の如く蔭——位階の相統であるならば、無位の者は實際にある「イヘ」を繼承出来ない事になるから、繼嗣条の外にもう一條無位者の「イヘ」相統の箇条がなければならぬ筈である。しかし大宝・養老二令に於てこの様な箇条のあつた形跡はない。所が義解・会釈の説の如く、有位無位を通ずる祭祀(それを通じての家督)の相統と考へる方がより実情に則したものであり、戸籍に見える「嫡子」もこの様な意味での嫡子であつたのであらう。而るに古記は、嫡子の相統の客体を蔭であると考へたが故に、立嫡し得る範圍を有位者たる「内八位上」に限定せざるを得ず、それ「以下不合」と云ふ非實際的な誤謬を犯さざるを得なくなつたのである。古記が一つの説として通用したのは、大宝令自体が、前章註(1)でみた如く、不明確

なものであつたからに過ぎない。従つて養老令は勿論大宝令に於ても、嫡子が相続するのは有位無位を通ずる祭祀_ニ家督であつて位階ではない。只有位者の嫡子にあつては位階をも相続したのであり、古記は本末を顛倒してゐるのではなからうか。

次に養老五年籍式の問題に移らう。通説では此の式文を論拠として、養老五年以前には——従つて大宝令制では——庶人には嫡子の制がなかつたとしてゐる事、本章の始に述べた如くである。しかし式文に対する此の解釈が唯一絶対のものであらうか。即ち「聴」すとする事が、直ちにそれ以前は「聴」されてゐない事を意味するであらうか。

何度も言ふ様であるが、此処でもう一度大宝令文の不明確であつた事を想起して戴きたい。此の様に令文が不明確であにた爲に、法家の間に色々の解釈が生じ、中には古記の如く法意を取違へる様な事態になつてゐた。一方養老年中には恰も律令の改訂事業が行はれつゝあり、特に継嗣令継嗣条の不明確さが問題になつた様で、現存令に見る如く、大宝令に比し非常にその範圍が明確にされてゐるのである。坂本太郎博士によれば養老律令制定の方針は、

- (1) すでに格によつて公布された事項は之を格に譲つて全く手を加へぬこと。
- (2) 未だ格によつて公布されず、又その性質の格を出すにも及ばざる程の小改正は之を律令内に載せること。
- (3) 律令の文章上の矛盾不備その他はなるべく之を修正すること。

の三点であつたらしい。而して継嗣条の改訂は(3)に該当し、不備な大宝令文を文章の上で明確にしたものであつて、法意に変更があつたわけではない。所が養老令は周知の如く撰修後長い間施行されなかつたのであるが、継嗣条の如く、当時既に紛乱を來して居たものは何等かの形で、此の事を一般に徹底させておく必要があつた。所が養老五年が新令撰修後最初の籍年であつたので、庶人とは一番關係の深い造籍の時に当り、造籍手続の施行細則_ニ造籍式といふ形で、此れの周知徹底を図つたものではなからうか。還言すれば「庶人聴立嫡子」と云ふ式文は、以前にはなかつたものを新に「聴」すと云ふ意味ではなく、今迄の規定では不明確だつたから、更めて確認_ス。と云ふ意味であらう。

別の観点から、通説の解釈に疑義を挟むならば、何故に大宝令に於てのみ庶人の立嫡を聴さなかつたのであらうか。即ち前章で考察した如く、淨御原令及びそれ以前に於ては、庶人の立嫡は實際に行はれて居り、又養老令に於ても「庶人以上」の立嫡を許してゐるのだから、前記の式文を通説の如く解すれば、淨御原令・大宝令・養老令の三令中、庶人の立嫡の許されてゐないのは大宝令のみと云ふ事になるのであるが、何故大宝令のみが許されてゐなかつたか理解に苦しまねばならない。それのみならず、反つて前後の令が許してゐるのだから、中間の大宝令に於ても許されてゐたのではないかと云ふ推測さへ成立つのである。

上述の二つの理由から、私は養老五年籍式の「庶人聴立嫡子」と云ふ一句は、今迄聴されてゐなかつた立嫡を、新たに聴したと云ふ意味では

なく、今迄から庶人の立嫡は法意の上では聴されてゐたが、規定の不備から疑義が生じてゐるので、更めて確認すると云ふ意味に解したい。

聊か冗長に亘つたが、戸籍と大宝令との関係・戸籍と古記の説、養老五年籍式との喰違ひを以上の如く解し、結論として大宝令制下に於ても庶人の立嫡が行はれて居たと考へる。

(1) 前掲書 p.44

(2) 「淨御原令の班田法と大宝二年戸籍」(史学雑誌六十三) p.11 p.12

(3) 尤も私自身が、新令は八月三日に成つたと考へてゐるのではない。統紀の文面をその通り信ずれば、本文に述べた様な矛盾が生ずると云ふ意味である。

此の八月三日の記事は、律令の撰定の了つた事を記したのではなく、撰定に功のあつた人々への賜祿を記したものである。而して、統紀の文は、賜祿の理由を述べた功績書、或は賜祿と同時に賜はつた勅の一節等を以てつくられたものではなからうか。従つてこれは統紀の撰者の記事の作り方が悪つたのであると思ふ。

(4) 戸籍にみえる有位者については、前章の表参照

(5) 継嗣令定嫡子条「不任承重」の処

(6) 「養老令の施行について」史雜四七の八

む す び

最後に、本稿に於て明かにし得た所を記して論を結びたい。

先ず第一章に於ては

(1) 美濃型戸籍と九州型戸籍に見える「嫡子」は、何れも継嗣を意味するものである事

を明かにし、これに附随して

(2) 美濃型戸籍に見える「次」が、その直前の人の、弟妹たる事を示してゐる事

をのべた。

第二章に於ては、戸籍の分析によつて、近江令・淨御原令制下の庶人立嫡法が

(3) 嫡長子が嫡子に立てられたのが、根本原則であり、従つて、先妻の男があれば、それが嫡子となり、妾男は、嫡長子より年長であつても、立嫡されない事

(4) 嫡長子が立嫡前に疾病を得た場合には相続権を喪失するが、立嫡後に疾病を得た場合は廃嫡される事がない。従つて、立嫡後の疾病によつて廃嫡される大宝・養老令制とは大きな相異を示してゐる事

(5) 相続権を失ふ条件としての疾の程度は戸籍では殘疾以上全てに亘るが、令制では、廢疾以上に限られるから異つてゐる事

(6) 相続権を失つた時、次に誰を立てるかに於て、戸籍は輩行主義的傾向を示すが、令制では嫡系主義である事

第三章に於ては、戸籍に庶人の嫡子が見える事と、集解所引の古記との矛盾について考察して

(7) 大宝令制下に於ても庶人の立嫡は認められて居た事。従つて通説の誤つてゐる事を明かにし、此れに附随して

(8) 大宝二年籍は大宝令に準拠してゐる事

(9) 嫡子の相続の対象が、蔭位であるとする古記の解釈は誤りである事

等について述べた。これによつて、通説では、纔かに養老五年以降にしか認められてゐなかつた庶人の嫡子が、大宝令制及びそれ以前迄溯り得る事になつたと思ふ。

(昭和三〇・一・二九稿)